

次期計画についての視点

第 1 章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

【社会全体の動き】

- ・ 国際障害者年（1981 年）
- ・ 国連・障害者の十年（1983～1992 年）
- ・ 東日本大震災（2011 年）
- ・ 東京オリンピック・パラリンピック（2020 年）

【主な障害者制度改革】

- ・ 障害者自立支援法（2006 年施行）
- ・ 障害者権利条約（2007 年署名、2014 年締結）
- ・ 障害者基本法（2011 年改正）
- ・ 障害者総合支援法（2013 年施行、2018 年改正予定）
- ・ 障害者差別解消法（2016 年施行）

【他の法改正】

- ・ 障害者虐待防止法（2012 年施行）
- ・ 障害者優先調達法（2013 年施行）
- ・ 精神保健福祉法（2014 年改正）
- ・ 難病医療法（2015 年施行）
- ・ 発達障害者支援法、（2016 年改正）
- ・ 障害者雇用促進法（2016 年改正、2018 年改正）

【社会環境の変化】

- ・ 少子高齢化の進展による高齢化社会の到来
- ・ 都市化と核家族化の進展による地域コミュニティの変容
- ・ 障害者手帳所持者数の増加（特に知的障害、精神障害）
- ・ 障害の多様化、重度化の進展
- ・ 障害当事者及びその家族の高齢化に伴う、家族が亡くなった後の生活に係る課題
- ・ 障害者権利条約の批准及び東京オリンピック・パラリンピックを迎えた、社会全体の障害理解の必要性

2 計画の位置づけ

(1) 法令根拠

- ・ 障害者保健福祉計画（障害者基本法第 11 条第 3 項における市町村障害者計画）
- ・ 障害福祉計画（障害者総合支援法第 88 条第 1 項）
- ・ 障害児福祉計画（児童福祉法第 33 条の 20）

(2) 本市の各計画等との関係

- ・ 上位計画：総合計画（基本構想、基本計画、実施計画）
- ・ 他計画：連携

3 計画の範囲

- ・ 障害者基本法に基づく障害の定義
 - 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者。
- ・ 家族、取り巻く地域、社会全体を含め、障害のある方の自立と社会参加等を支援する施策の推進が必要

4 計画期間

- ・ 障害者保健福祉計画（平成 30 年度～平成 35 年度）
- ・ 第 5 期障害福祉計画（平成 30 年度～平成 32 年度）
- ・ 第 1 期障害児福祉計画（平成 30 年度～平成 32 年度）

第2章 現状・計画の進捗等

1 本市の現状（データ）

- ・ 手帳所持者数
- ・ 発達に不安のある児童数、特別支援学級在籍児童数
- ・ 障害福祉サービス利用者数、事業所数、定員数 等

2 本市の施策進捗等について

（1）これまでの計画の方向性

【重点プロジェクト】

- ・ 震災からの復興施策の推進
- ・ 障害児への支援の充実
- ・ 就労支援体制の推進
- ・ 精神障害者への施策の充実
- ・ 障害の重度化・多様化への対応の強化

【第4期障害福祉計画重点事業】

- ・ グループホームの設置促進
- ・ 生活介護事業所の設置促進
- ・ 児童発達支援事業の充実
- ・ 障害者家族支援等推進事業の充実
- ・ 就労支援体制の推進
- ・ 相談支援体制の充実

（2）施策年表

- ・ 要整理

第3章 理念・基本目標・基本方針（仮）

1 理念

- ・ 共生の都・共生する社会

2 基本目標

（現行計画目標）

- ・ 誰もが互いに尊重し、支え合いながら、生きがいを持って、自立した生活を送ることができるまち・仙台の実現

3 基本方針

（1）障害理解の促進・権利擁護の推進

- 障害者権利条約の理念の実現と差別解消の促進
- 虐待防止体制、成年後見制度、意思疎通支援
- 災害時における合理的配慮の浸透

（2）障害児支援の推進

- 相談体制整備による障害の早期発見及び相談体制の充実
- 児童・教育・障害者施策の協働による切れ目のない支援
- 重症心身障害児や医療的ケア児などへの支援の充実

（3）在宅での生活支援の充実

- 相談支援体制の再構築による多様な相談窓口の確保
- 障害の多様化や重度化、当事者の高齢化に対応する保健・医療・福祉の連携
- 誰もが地域社会で生活できる支援体制の充実

（4）施設整備の促進・事業所支援の充実

- バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
- 家族亡き後でも当事者が安心して生活できる生活基盤の充実
- 障害福祉サービス事業所の拡充

（5）就労支援・社会参加の推進

- 継続して働き続けられる多様な就労体制整備
- 社会参加の促進を通じた生きがいづくり
- パラリンピック後を目指した障害者スポーツの機会の拡充